

## 令和4年度税制改正について

令和4年度（令和3年1月1日から令和3年12月31日の間に得た収入）の個人住民税から適用される改正点をお知らせします。

### ○住宅ローン控除の特例期間の延長

住宅ローン控除の控除期間を13年とする特例期間が延長され、令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に入居した方が対象となりました。また、今回延長された期間については、合計所得金額が1,000万円以下の者について面積要件を緩和し、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅も対象となります。

入居した年月	平成21年1月から 令和元年9月まで	令和元年10月から 令和2年12月まで	令和3年1月から 令和4年12月まで
控除期間	10年	13年（※1）	13年（※1、2）

※1：特例が適用されるものは、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が10%の場合に限ります。

それ以外の場合で、令和3年12月31日までに入居した方は、控除期間が10年となります。

※2：特例が適用されるには、注文住宅は令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間に、分譲住宅棟は、令和2年12月1日から令和3年11月30日までの間に契約する必要があります。

### ○退職所得課税の見直し

役員等（※3）以外の人で、勤続年数5年以下の人は、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した後の金額の2分の1の額を課税の対象としていましたが、令和4年1月1日以降に支払を受ける退職手当等は、退職所得控除額を控除した後の金額のうち300万円を超える部分について、2分の1の額ではなく全額を課税の対象とすることとされています。

※3：法人税法上の法人役員、国会・地方議員及び国家・地方公務員をいいます。なお、役員等については、勤続年数が5年以下の場合、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額の全額が課税の対象となります。

### ○セルフメディケーション税制（特定の医薬品購入額の所得控除制度）の見直し

適用期限が5年延長されます。

【適用期間】令和4年1月1日～令和8年12月31日（令和5年度の住民税以後）

### ○子育て支援に要する費用に係る税制上の措置

地方自治体等（企業主導型ベビーシッター利用者支援事業を含む）が行う子育て支援に係るベビーシッターの利用料等の助成について非課税となります。対象範囲は、子育てに係る施設の・サービスの利用料に対する助成となり、次のものが対象となります。

1. ベビーシッターの利用料に対する助成
2. 認可外保育施設等の利用料等に対する助成
3. 一時預かり・病児保育などの子を預ける施設の利用料に対する助成

### ○税務関係書類における押印義務の見直し

税務署長等に提出する国税関係書類（確定申告書など）や、地方公共団体の長に地方税関係書類（住民税申告書など）は、**押印を必要としません。**

※譲渡所得のある方（土地・建物を個人や公共団体に売買した方）については、税務署に「譲渡所得の内訳書」を提出する必要があります。売買額が高額な場合や所得税の発生する場合は、直接税務署にて申告してください。

※税務署から申告の案内が来ている方については、税務署での申告をお願いします。

なお、税務署で確定申告をした場合、後日町へ申告書が送付されますので、改めて役場で申告する必要はありません。